

食品安全委員会（第487回会合）議事概要

日 時：平成25年9月2日（月） 14：00～15：20
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか5名出席
傍聴者：報道0名、行政機関 9名、一般 20名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・かび毒・自然毒等 1品目

二枚貝中の下痢性貝毒に係る規格を設定することについて
（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

本件については、かび毒・自然毒等専門調査会において審議することとなった。

・農薬 1品目（評価要請の取下げ）

イソキサベン

（厚生労働省からの説明）

→厚生労働省から説明。

平成23年10月6日付けで厚生労働大臣から食品健康影響評価要請があった本品目については、取り下げられたものと認め、現在専門調査会において実施中の調査審議は中止することとなった。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

・「エトキシスルフロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「フェノキサスルホン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「フルオルイミド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(3) 肥料・飼料等専門調査会及び農薬専門調査会における審議結果について

- ・「エトキシキン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を肥料・飼料等専門調査会及び農薬専門調査会に依頼することとなった。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・遺伝子組換え食品等「除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の佐藤委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないものと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「LEU-No. 3株を利用して生産されたL-ロイシン」に係る食品健康影響評価について
- ・遺伝子組換え食品等「TRP-No. 1株を利用して生産されたL-トリプトファン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 遺伝子組換え食品等「LYS-No. 2F株を利用して生産された塩酸L-リジン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に準じて評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないものと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。